

令和 3 年 5 月 6 日 開催

第 1 1 回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時28分 開会

◎開会の宣告

○係長（羽鳥大樹） それでは、定刻前ではございますが、皆様おそろいのようなので、ただいまより第11回農業委員会総会開催に当たりまして、初めに今井会長よりご挨拶をいただきたいと思ます。

今井会長、お願い申し上げます。

○会長（今井 隆） 委員の皆様、こんにちは。今日は、大分暑い日になりまして、昨日は立夏ということで、これから夏が増えてきたり時に猛暑日になったり、これから農作業また忙しくなるわけですけれども、くれぐれも暑さに注意して、体に気をつけて作業していただきたいと思ます。

ところで、今日からですか、90歳以上の方のワクチン接種の申込みが始まるということで、どこの市町村も最初の日随分混乱しているようで、電話もかからないとか、いろいろ騒ぎしているようです。それにしても日本はワクチンの接種が遅いですね。こんな先進諸国なのに、随分ほかの諸外国から比べて遅れているなど、そのようなことを実感しているわけです。早く若い人まで接種を受けて、このコロナ騒ぎから脱出したいと、そんなように願っておるわけでございます。

ところで、話は変わりますけれども、今までよく持ち主が不動産、土地だとか建物だとか、持ち主がもう次の代、また次の代ということで分からなくなってしまうなんて、農地を借りる場合にもなかなか前へ進んでいかない、そんな状況があるわけですけれども、今回国会で通ったのですか、名義変更を3年以内にしなさいということで、今度は義務化されるようです。3年以内にしないと過料金というのですか、10万から15万取られるということで、取りあえず名義変更だけは簡単にできると、あとの登記はまたやらなくてはならないのですけれども、そんな話もありますので、いろいろ世の中変われば、そういう物事も変わっていくのかななんて思うわけです。

今日は、総会ということで事前協議から幾日たつのでしょうか、大分日にちが経過しまして、またその事前協議のことを思い出しながら審議のほうをよろしくお願い申し上げまして、総会に当たりましての挨拶といたします。よろしくお願い申し上げます。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、この後の議事進行につきましては、今井会長にお世話になりたいと思ます。

よろしくお願い申し上げます。

○会長 それでは、ただいまから第11回農業委員会総会を開催いたします。

まず、委員の出席状況をご報告させていただきますけれども、今日は全員出席ということでございます。ということで、今日の総会は成立いたします。

以上、諸般の報告を終わります。次に議事録署名委員の指名及び書記の任命に移ります。

まず初めに、皆さんにお伺いいたします。議事録署名委員を指名してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号2番、浦恩城由子委員及び24番、堀越良和委員の両名を指名いたします。

なお、書記の任命は事務局の齊籐主任主事を任命いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これより議事進行をさせていただきます。

まず初めに、発言される場合は、毎回申し上げておりますけれども、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどをよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案に移ります。

まず初めに、議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初許可の内容は、農地法第3条許可、契約内容は売買でございまして、平成28年1月7日許可、高農委指令第118号、取消し理由は所有者死亡により契約に至らなかったためとのこととございます。なお、取消し後の3条許可申請が提出されてございまして、議案書9ページ、議案第3号ナンバー6が関連案件でございまして、

以上、農地法関係許可取消願は1件でございまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから質疑をお受けいたします。

これとってなければ、承認してもよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用の目的は一般住宅用地でございまして、令和3年2月22日許可、高農委指令第1716号でございました。変更の理由につきましては、住宅の名義を共有名義に変更したいためとのこととございます。変更後の計画につきましては、契約の内容は贈与、転用の目的は一般住宅でございまして、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく、申請地を妻より譲り受けて住宅を建築したいとのこととござい

す。なお、こちらの案件につきまして、計画変更後の5条許可申請、議案書25ページ、議案第5号ナンバー37が提出されております。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、質疑をお受けいたします。

それで、これは北部の案件でございます、ちょっとこの承継者のところの持ち分が100分の1、もう一人が100分の99ということで、何が100分の1だということをちょっと説明してください。

○事務局 はい。こちらなのですけれども、計画変更前、今回の所有者が一度単有で購入されたのですけれども、住宅を建てようとした際、共有名義でないと手続きが進められないといった相談があったことから、権利の一部を配偶者名義にするという計画の変更が提出されたものです。

○会長 説明が終わりました。

それでは、皆さんから質疑をお受けいたします。

これも異議がなければ、承認してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は贈与、後継者として申請地を父より譲り受けて、引き続き耕作したいという同一世帯からの申請でございます。

2番 契約内容は交換、所有農地に隣接する農地を交換にて取得し、効率的に耕作したいとの申請でございます。なお、関連案件といたしまして、次のナンバー3が関連案件となっております。

3番 契約内容は交換、所有農地に隣接する農地を交換にて取得し、効率的に耕作したいとの申請でございます。なお、さきの2番が関連案件となっております。

4番 契約内容は地役権の設定、申請地地中に太陽光発電送電管を埋設しており、権利保全のため地役権を設定したいとの申請でございます。

5番 契約内容は売買、小作地として借り受けて耕作している申請地を買い受けて、引き続き耕作したいとの申請でございます。

6番 契約内容は売買、農業経営拡大のため、申請地を買い受けて耕作したいとの申請でございます。なお、さきにご審議いただきました議案書3ページ、議案第1号ナンバー1が関連案件でございます。

7番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいとの申請でございます。

8番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため、申請地を叔父より譲り受けて耕作したいとの申請でございます。

9番 契約内容は売買、農業経営拡大のため、申請地を買い受けて耕作したいとの申請でございます。

10番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて、効率的に耕作したいとの申請でございます。

11番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために、地上権を設定したいとの申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和3年5月24日から令和6年5月23日までの3年間でございます。また、関連案件といたしまして、地上権設定の3条許可申請、議案書11ページ、議案第3号ナンバー12、太陽光発電の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書17ページ、議案第5号ナンバー2が提出されております。事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別案件とさせていただいておりますので、そちらでご説明をさせていただきます。

12番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地のために、地上権を設定したいとの申請でございます。なお、設定期間につきましては、令和3年5月24日から令和6年5月23日までの3年間でございます。また、関連案件といたしまして、地上権設定の3条許可申請、議案書10ページ、議案第3号ナンバー11、太陽光発電の支柱部分の一時転用の5条許可申請、議案書17ページ、議案第5号ナンバー3が提出されております。事業の詳細につきましては、関連案件の5条許可申請を個別案件とさせていただいておりますので、そちらでご説明させていただきます。

13番 契約内容は贈与、父が借り受けて耕作している申請地を譲り受けて、引き続き耕作したいとの申請でございます。

14番 契約内容は売買、農業経営拡大のため、申請地を買い受けて耕作したいとの申請でございます。

15番 契約内容は売買、農業経営の規模拡大を図るため、申請地を買い受けて耕作したいとの申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請は15件でございます。なお、2番を除く14件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、または、

ただし書に該当するため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま3条の説明がございました。

この中で関連する議案ですけれども、2番と3番が交換ということで申請が出されておるわけがございます。これは地区は吉井なので、南部の議案ですけれども、北部の方にはちょっと説明がまだ行き届いていないかなと思って。大体分かると思うのですけれども、ちょっと墓地が、これ無許可の墓地ですね。それがこの2番の方の持ち分の中にあるということで、まずそれをきちんと、それはっきり墓地なら墓地で許可してもらわないと、なかなかこの申請を許可することはできないということなのですけれども。

山田委員、こういう場合はどうでしょうか。すぐ隣がお寺になっています。お寺になっていて、そのお寺の所有している墓地に一部隣接しているのです。それで、そこが2番の持っている方の墓地なのでしょうけれども、許可取らずに墓地になっていたらしいのです。

○11番山田委員 墓地は、保健所の関係になっているのですけれども、これはちゃんと申請を出さないと、いろんな書類が必要になるのですけれども、結果的に墓地等埋葬法ですか、そちらのほうの関連があるので、先にそれを取らないといけないことになっているのです。ですから、一般論でいうと墓地に許可をしてくれるのはお寺さんとかが一般的なのです。個人の方がというのは、今県のほうでもあまり許可はされていないのではないかなと思うのですけれども、そういった宗教法人でも、新たに宗教法人を取って墓地を造るというのも、今かなり至難の業ということらしいのです。場所的に近くの墓地に隣接しているということですから、その辺は私のほうもちょっとどんな状況か、その辺の関連がよく分からないのですけれども、一般にはお寺さんがするのが一番なのですというふうに聞いております。

以上です。

○会長 これが、一応ちょっと事務局も分からないのだけれども、そのお寺の檀家になっていればまた違うのかね。

○事務局 これは、許可申請になると、やはりお寺さんでないと基本的には無理だと聞いています。

○会長 これ代理人の方がそういう形でも総会にかけて審議してくださいということで出されているわけです。それで、事務局のほうでもこれこれこういうわけで、こういう経緯なので、許可の見込みがないことをお話ししたらしいのですけれども、代理人の方はそれでも総会でちょっと決定してもらいたいと、そんなお話らしいのですけれども。

どうでしょう。事務局としても、これはちょっと無理だということでしょう。今回そこをはっきりしてもらってからでないと、ちょっと許可できないということで、では山田委員、そういうあれでいいですかね。

○11番山田委員 そうですね、なかなか墓地は難しいです。新たに造ること自体が難しいです。

○会長 それをはっきり決まらないうちは、交換も3条の許可は一応さすがに諮るけれども、例外というわけになかなか……いいかな、係長。ちょっと今回。

○事務局 そうですね、今皆様にもご審議をいただいて、方向性的には許可要件、調査書にもあるように、許可要件を満たしていないので、見込みがないということは事前にお伝えしてあって、さっき山田委員さんをはじめ皆様にちょっと意見いただきましたが、代理人さんのほうに、まずは個人として、墓地として訂正できるのかどうか、改めて確認していただきつつ、もしそれができないという話であれば、近隣のお寺ですか、越境した部分については買っていただくというか、そんなような話をしていきたいと思います。

○会長 これいつ頃、分からないかな、いつ頃墓地にしたのだから分からないね。

○事務局 分からないですね。

○会長 昔は、昔だってちゃんと許可取らなければ駄目だったのだけれども、今みたいに多くうるさくなかった時代に多分これは墓地にしたのでしょうけれども。

○事務局 一応代理人からは、今現在の所有者の先代同士で、お墓建てるので土地を貸してくれという口約束があったということはお話伺っているのですけれども。

○会長 だから、そういう許可が必要だということを知らずに墓地にしてしまったわけだ。でも、ちゃんと、きちんと手続してもらってからでないと、これはちょっと無理だということで、代理人の方にそのように申し伝えますか。それでよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、それ以外のもの。

○23番新井委員 2番と3番を含めてということでもいいわけですね、交換ということになれば。2番だけ駄目で、3番はいいということではなくて。

○会長 3番の人はきちんと耕作しているから。

○23番新井委員 それどうなるの。

○事務局 そうですね、新井委員からのご指摘の件なのですけれども、交換、2番と3番でそれぞれがそれぞれの土地を交換する申請なのですが、あくまでも許可の申請自体は一件一件別ということで、2番については許可要件を満たしていない。3番については許可要件を満たしているので、許可、交換なのですが、それぞれ不許可と許可という決定になりまして、ではそのときに交換が成立しないのですけれども、そこら辺の話も代理人さんにはお伝えしてあって、片方が不許可になるので、今後改めて許可の取消願ですか、そういったものが出されてくるのかなと思います。

○会長 交換といたって、3番の人はそれ交換で2番の人のを交換してもらうのだけれども、2番の人はその分土地が、片っ方だけで……3番の人はどういうふうに、2番の人も自分のだけ持っていかれて……

○事務局 そうですね。自分のだけ持っていかれては、不許可がある以上、交換が成立しないのかな

と。

○会長 そうだよな。

新井さん、どうだろう、そういうことで。

○23番新井委員 だから、2番、3番はバツということでいいわけ、それとも3番はマルで……

○事務局 3番はそうですね、3番はマルで、2番についてはバツですか。あくまでも農地法の趣旨に基づいてやっていくと許可と不許可になって、結論的に交換が成立しないので、そこら辺はお互いのそれぞれの方たちが決めるというか、契約が成立しないという話になってくるのかなと。

○17番加藤委員 そうすると、交換ということができない、交換ではないのでしょうか。交換は、相対で交換やって成立するのであって。

○事務局 そうですね、交換が成立しないので、代理人さんと今話の中で、この結論が出た後に、ここでいう3番の分、3番許可となっているのですけれども、その許可の取消願を改めて出していたかと。

○17番加藤委員 契約内容が交換ではないものね。

○事務局 そうですね。

○17番加藤委員 そうすれば、これ許可ということになったら、おかしくなってしまう。交換のまま許可したということになる。

○事務局 契約の内容自体は、農地法の許可要件にないというのかな、あくまでも事務局として、この農業委員会総会で許可要件を満たしているかどうかで判断していただいて、その後のことですか、今回契約の内容で交換で出ているのですけれども、その部分については当事者たちが判断していただくことになっていて、それで片方が不許可なので、では交換成立しない。許可をもらったほうについては許可取消願を出していきましようというお話になっていますかね。

○17番加藤委員 だから、何か不許可って出されたほうが早いのではないの、一々二度手間になってしまう。

○会長 いいですか、そういうことで。

ほかの2番、3番以外でどうですか。

○17番加藤委員 ナンバー4の地役権というの、これ初めて聞いたのだけれども、これは農地をこの権利を有することによって、農地の中に送電管が埋設されているというのだけれども、これが権利をこの会社が有して、畑の地表はどうするの、これ。

○事務局 地中にこの管が埋まっているだけで、上自体は農地のままなのですけれども。

○17番加藤委員 地中権を渡してしまうの、地中の権利を。地役権というののよく意味が、最初の意味が分からない。この権利は何の権利。

○事務局 ざっくりとなのですけれども、11番に地上権というのがありまして、4番が地役権なのです。11番の地上権というの、要はその土地に何かしたいというときに権利を、地上権をつける。

もう一つのほうが、加姫委員さんがおっしゃっている4番というのは、あくまでも目的は別のところであって、その目的を達成するために、この土地の下に管を通すというのが地役権というのですか。

○17番加藤委員 ということは、その地上面では、この人たちの譲渡人が農作物が作れるということ。

○事務局 そうですね。何かあったときに、譲受人さんたちが、自分の権利を主張できるように、この地役権というものを設定して、ちょっと待ってくれと。何か不利益を被らないように保険を掛けるみたいな、そんなイメージですか。

○17番加藤委員 よく下水なんか通すときに、自分の土地からすぐ下水出せないところなんかは、畑の下を通して下水なんか流している人がいるね、そういうような感覚。

○事務局 そうですね。

○17番加藤委員 分かりました。

○会長 ここを通らなければ送電ができないということだ。

○事務局 そうですね。

○会長 加藤委員、いいですか。

○17番加藤委員 結構です。

○会長 ほかにございますでしょうか。

それでは、2番、3番、先ほどの説明どおりでございます。

それ以外は許可してよいか伺います。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 では、それ以外は許可ということにいたします。

続きまして、議案第4号に移ります。

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農家用住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地985平米と一体利用の申請でございます。

2番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、関連案件といたしまして、議案書22ページ、議案第5号ナンバー21が関連案件でございます。

3番 駐車場として需要が見込まれる申請地を、貸露天駐車場として使用したいという貸露天駐車場の申請でございまして、宅地91.90平米と一体利用の計画でございまして。

4番 農業用倉庫として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設の申請でございまして、宅地337.19平米と一体利用の申請でございまして。農地種別区分1種とございまして、1種の例外許可規定である集落接続が適用でき、許可要件を満たすものであると考えられます。

5番 資材置場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという露天資材置場の申請でございまして。

6番 自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地946.81平米と一体利用の申請でございまして。

7番 作業所敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという作業所の敷地拡張の申請でございまして、転用済みの田329平米、宅地950.51平米、個人が所有する公衆用道路66平米と一体利用の申請でございまして。

8番 農業用倉庫用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設の申請でございまして、宅地354.54平米と一体利用の申請でございまして。なお、申請地の地目が山林とございまして、こちらは農地台帳に登載のある農地でございまして。

9番 植林用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという植林用地の申請でございまして。

10番 自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという一般住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地236.31平米と一体利用の申請でございまして。また、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございまして。

11番 自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという一般住宅の申請でございまして、宅地158.41平米と一体利用の申請でございまして。

以上、農地法第4条の規定による許可申請につきましては11件でございまして。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 4条の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんから質疑等をお受けいたします。

これと異議がなければ、許可相当としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 分かりました。許可相当といたします。

続きまして、議案第5号に移ります。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1からナンバー3まで事前調査案件になっております。

それでは、事前のナンバー1、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約の内容は売買、事業拡大に伴い新工場を建築するため申請地を買い受けて工場を建築したいという工場の申請でございます。

それでは、別添、農地法第5条許可申請ナンバー1審議資料を御覧ください。

1枚目は、位置図でございます。中央、赤枠で囲まれた箇所が今回の申請地でございます、申請地は原中集会所から北西に約300メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりください。2枚目は案内図でございます。図面中央の赤枠で囲まれピンクに着色された箇所が申請地でございます。申請地周辺は、住宅と雑種地、農地が混在する地域でございます。農地種別区分につきましては、小集団の農地であるため第2種農地に該当すると思われまます。なお、周辺の多くの農地が農振農用地の青地の農地でございます、今回の申請地につきましても令和2年11月に除外が認められた除外地でございます。

1枚おめくりください。3枚目、4枚目が公図でございます。図面、向き変わります、ホチキス留めされているほうを上にして縦向きに御覧ください。3枚目の赤枠で囲まれた筆が申請地でございます。申請地北と西は公衆用道路、東は畑と宅地、南は転用済みの畑にそれぞれ接しております。

1枚おめくりいただきまして、5枚目は土地利用計画図でございます。ホチキス留めされている箇所を左にして御覧ください。図面右側が北となります。申請地北側に工場、南側は工場で働く従業員等の駐車場として使用する計画となっております。敷地全体はアスファルト舗装され、南西になだらかな傾斜をつけ、雨水排水は西側に新設のU字溝を設置し、集水ますで集水後、道路反対側の側溝に放流いたします。また、雑排水につきましては、工場南西側に合併浄化槽を設け、雨水と同じ新設のU字溝を使い集水後、同様に道路反対側の側溝へ排水いたします。周囲は、高さ1.1メートルのフェンスで囲い、西側中央より出入りする計画でございます。

1枚おめくりください。6枚目が造成計画平面図でございます。土地利用計画図同様、右側が北となります。黄色で着色された箇所を切土、赤で着色された箇所を盛土をする計画でございます。

1枚おめくりいただきまして、7枚目、8枚目、9枚目が横断面図でございます。さらにおめくりいただきまして、10枚目、11枚目が工場の立面図で、最後が工場建物の平面図でございます。こちらは参考までに御覧ください。

以上、簡単ではございますが、説明を終わりにします。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 ナンバー1の説明が終わりました。

なお、続きまして調査報告なのですけれども、今回は第2班になっております。そういうことで、調査班長の大河原藤雄委員から報告をお願いします。

○13番大河原委員 事前調査報告、第2班班長、大河原藤雄。農地法第5条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は代理人1名の出席でした。

質問1 工場と駐車場を整備する計画ですが、申請法人の仕事はどんな内容ですか。また、従業員は何人いますか。

回答 業種は、大型精密部品の機械加工を行っています。現在の従業員は40名ほどですが、新たに仕事の受注があり、工場の増築と従業員の増員を計画しています。

質問2 申請地は緩やかに傾斜していますが、造成はどのような計画ですか。

回答 北側の約1メートルを削り、南側を約80センチ盛土をします。また、周囲は擁壁で囲むとともにフェンスを設置し、安全に配慮いたします。

質問3 申請地の南側の農地ですが、過去に申請法人が取得しているようです。現地を確認すると、農地のままでしたが、当時の利用目的は何ですか。また、今後の予定を教えてください。

回答 昨年、露天駐車場として農地転用の許可を得ています。コロナの影響で工事が延期されていますが、今後当初の目的どおり駐車場として整備する計画です。

質問4 南側の農地は一体で利用しないことでよろしいですか。

回答 はい。申請地は造成するため、南側の農地より高くなり、駐車場として一体での利用はできません。

質問5 申請地周辺には住宅がありますが、機械音などの騒音は大丈夫ですか。また、工場から排出する水は処理されてから側溝に流れますか。

回答 騒音については、市の環境部局の職員が確認しており、問題ないことを確認しています。工業用の排水する水はないと聞いていますので、水路に排出しても影響がないと思います。

質問6 工場内で油を使用することがあると思いますので、油の処理工程において水路に流れないように十分注意してください。

回答 はい、分かりました。

以上です。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんから質問等をお受けいたします。

この場所は、箕郷の緩やかな傾斜で、南向きの、ここを平らにするにはちょっと削ったり盛ったりして平らにしないといけないけれども、この中で一体にはしないのだけれども、以前農振除外、令和2年に除外しているので、その除外内容と変わってしまうと今度は開発のほうも許可にならないから、一体でしないでくださいということです。

皆さんのほうから何か質問ございますでしょうか。

なければ、許可相当としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

続きまして、ナンバー2とナンバー3ですけれども、これ関連する案件になっております。そういうことで、一括して委員さんの説明をお願いいたします。

事務局、お願いします。

○事務局

2番と3番につきましては、太陽光事業者は異なりますが、営農者は同一のため、一括してご説明させていただきます。

2番 契約の内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため、営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらは一時転用でございますので、転用期間が定められております。令和3年5月24日から令和6年5月23日までの3年間でございます。また、関連案件といたしましては、さきにご審議いただきました議案書10ページ、議案第3号ナンバー11の3条の地上権設定と次のナンバー3が関連案件でございます。

3番 契約の内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため、営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらは一時転用でございますので、転用期間が定められております。令和3年5月24日から令和6年5月23日までの3年間でございます。また、関連案件といたしましては、さきにご審議いただきました議案書11ページ、議案第3号ナンバー12の3条の地上権設定とさきのナンバー2が関連案件でございます。

お手元にナンバー2、ナンバー3の資料をそれぞれご用意させていただきましたが、申請地や太陽光下部の作付面積、太陽光事業者以外の内容は同一のものとなっております。そのためご説明はナンバー2の資料に沿ってご説明させていただきます。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー2審議資料を御覧ください。

1枚目、表紙が位置図でございます。図面中央の赤枠で囲われている箇所が申請地でございます。市立上室田小学校から北に約1.2キロメートルの場所に位置しております。

1枚おめくりください。2枚目が案内図でございます。航空写真上の赤枠で囲われている範囲が申請地でございます。横向きに御覧いただきまして、上が北向きの図面になります。

1枚おめくりいただきまして、3枚目が公図の写しでございます。赤枠で囲われている箇所が申請地でございます。隣接する土地につきましては西側が畑、北、南、東側が公道でございます。

1枚おめくりいただきまして、4枚目が土地利用計画図でございます。ホチキス留めされている箇所を右上にして縦向きに御覧ください。架台支柱60本、パネルの枚数216枚、こちらを4列に配置する計画でございます。パネルを設置した周辺をフェンスにて囲む計画と伺っております。なお、南側の区域につきましては傾斜地になっているため、安全性を考慮し、パネルは配置しないと伺っております。また、図面の北側でございます第1区画とある部分がナンバー3の申請地でございます。

1枚おめくりください。5枚目がパネルの立面図でございます。最低地上高は2.3メートル、最高地上高3.4メートル、支柱と支柱の間隔は2.7メートルから3.3メートルとなっております。

1枚おめくりください。6枚目以降が営農計画書でございます。営農型発電設備の下部の農地面積354.2平米でサカキを栽培する計画でございます。また、営農型発電設備の下部の農地と一体でブルーベリーを栽培する計画と伺っております。

1枚おめくりいただきまして、次のページを御覧ください。3年間の一時転用許可中は、一貫してサカキを栽培する計画でございます。

次に、営農に必要な農作業の期間でございますが、許可後から7月まで設備工事を行い、8月に定植を行う計画でございます。収穫につきましては3年目からを予定しております。3年目以降につきましては同じ計画となっております。

続きまして、利用する農業機械につきましては、所有しているトラクター、耕運機を使用すると伺っております。農作業に従事する者の農作業経験等の状況は、農作業歴20年、作付けするサカキの経験は4年でございます。

1枚おめくりいただきまして、次のページを御覧ください。生育に適した日照量の確保につきましては、サカキは陰性植物であるため栽培は可能とのことでございます。効率的な農作業の実施につきましては、支柱の最低地上高2.3メートル、最高地上高3.4メートル、間隔2.7メートルから3.3メートルでございます。作業を効率的に行う上での通常必要となる空間の確保についても十分に確保しているとのことでございます。

続きまして、下部の農地の単収でございますが、地域の平均的な単収が10アール当たりで970キログラムに対し、単収見込みは800キログラムとなり、許可要件である8割を超える見込みとなっております。地域の平均的な単収の根拠は、他県でサカキの営農型発電設備を行っている法人の統計資料でございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願

いたします。

○会長 ナンバー 2 と 3 の説明が終わりました。

それでは、ナンバー 2 と 3 について、調査報告、大河原委員、お願いします。

○13番大河原委員 事前調査報告、第 2 班班長、大河原藤雄。農地法第 5 条許可申請審議ナンバー 2、3 について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲渡人かつ営農者である本人と妻、太陽光事業者の代表 1 名の計 3 名の出席でした。

質問 1 譲受人と譲渡人は、営農型太陽光を別の圃場で行った経験がありますか。

回答 営農型の経験はありませんが、茨城県の業者の指導を仰ぎながら適切に管理し、出荷が行えるようにしていきたいと考えています。

質問 2 作付する作物はサカキと伺っていますが、サカキを栽培した経験がありますか。また、サカキは需要が多くあるものなのですか。

回答 営農者は、庭でサカキを育てた経験があります。また、指導を仰いでいる茨城県の業者は、長年の経験があり、適切なアドバイスをいただけるものと考えています。サカキの需要に関しては、少し心配しているところですが、一般的に販売されているサカキはサカキもどきが多いと伺っておりますので、本サカキは需要があると考えています。

質問 3 サカキの出荷は、家庭用のものを考えているのですか。また、出荷先はどこになりますか。

回答 神社で使うものではなく、家庭用のものを出荷する計画です。出荷先については、J A と話がついており、J A から出荷する予定です。

質問 4 サカキの苗木は、どちらから購入する予定ですか。また、苗木は 1 本どれくらいの価格で、何本程度植える計画ですか。

回答 苗木は、指導をしてくれている茨城県の業者から購入する予定です。また、価格については 1 本 1,000 円程度と伺っており、植える本数については詳細はまだ決まっておきませんが、およそ 600 本程度植える予定です。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長のほうから説明、報告が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんから質問をお受けいたします。

価格が 1 本 1,000 円で 600 本というと 60 万だ。結構いいお値段かかりますね。だけれども、本当にそんなにサカキ、需要があるのかなと自分でも思うのだけれども、神社用ではなくて家庭用だと、家庭でも若い人たちは神棚も置いていない。1 日とか 15 日にサカキを神棚に上げるのですけれども、このサカキもどきと本当のサカキが違うというのはよく分からないので、どういうふうに違うと言ったつけ、く 田さん。

○25番く 田委員 直売所で J A グリーンとか市の物産店とかでサカキ束にして売っているのですけれ

ども、1日に20ぐらい出ます。150円か200円で売るのですけれども、このくらいのやつは四、五本束ねてあってゴムでして置いてあるのだけれども、そのくらい売れたら……

○会長 それは1日とか15日の。

○25番< 田委員 いや、毎日だ、毎日持ってきてもらうのだ。

○会長 では、毎日そのぐらい。

○25番< 田委員 それで、このサカキもどきとかは分からないのですけれども。

○会長 偽物ということ……

○25番< 田委員 神社だとか山にあるサカキは、今になると黒い実がいっぱいになってしまうのです。

だけれども、本サカキというのは実の量が少なくて、ちょっと白い実はなりますけれども、それで、神棚に上げておいても、普通のサカキは水を交換しておいても1か月ももたないのですけれども、本サカキはもつ期間が倍ぐらいもつのです。葉っぱはちょっと大きめかもしれないのですけれども。

○会長 葉っぱは似たような葉っぱなの。

○25番< 田委員 似たような葉っぱだけれども、ちょっと本サカキのほうが丸みを帯びた感じなので

すけれども、神社にあるやつはちょっと違うのですけれども、やっぱり作って売っている人がいて、ただこの600本というのは、10アールのところに600本植えるというのはちょっと多過ぎるのでは。

よく養蚕をやっていたときに10アール当たり2メートルで60センチで植えていくと大体600本桑が植わっていたのですけれども、そんなに植えずに3分の1ぐらい植えれば十分だと思うけれども。

直売所回りすれば1日に1万円ぐらい売るので、そんなに何とかできるのではないかと思いますのですけれども、ちょっと細かいあれはないのですけれども、今でもそういうふうに毎日持って行って、

会長さんのように1日と15日というのは私分からないのですけれども、1か月1回ぐらい私も交換しているのですけれども、普通のやつは黒い実が多くなってしまっていて、それがうっかりすると落ちるので、本サカキはやっぱりちょっとでかいやつ、1メートル50ぐらいのを買うと1,500円ぐらいしますから、ちょっと小さめのを買うのではないかと思いますけれども。

○会長 それは実のなるのとならないのは、雄と雌というか。

○1番清水委員 雄木、雌木だと。

○会長 前もこういう太陽光の下にサカキを植えて始めた吉井地区だったかな、あれは。あそこの状況はどうなっているだろう。

○事務局 代理人さんから先日報告を受けた内容ですと、太陽光パネルの設置が完了して、5月、6月をめどにサカキのほうを植えるということで伺っております。

○会長 これから植えるのか。

○事務局 そうですね。ある程度暖かくなると作付ができないということでしたので。

○会長 そういうことか。

どうですか、これといって皆さんのほうから異議ないでしょうか。

なければ、許可相当といたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 許可相当とすることにいたします。

それでは、これから一括審議で、一括して説明してもらおうのですけれども、南部地区のほうが、南部は33までありますので、そこまで審議して、ちょっと休憩を入れたいと思います。

それでは、南部地区の申請を一括説明していただきます。お願いします。

○事務局

4番 契約内容は売買、林業を営んでいるが事業拡大のため、申請地を買い受けて植林用地として使用したいという植林用地の申請でございます。

5番 契約内容は賃貸借、店舗敷地が狭く駐車場が不足しているため、隣接地を借り受けて使用したいというコンビニエンスストアの申請でございます。宅地2,630.60平米と一体利用の計画でございます。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。宅地98.79平米と一体利用の計画でございます。

11番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

12番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を夫より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。なお、農地種別区分が第1種農地とございますが、第1種農地の例外許可規定にございます集落接続に該当し、許可要件を満たす案件であると考えられます。

13番 契約内容は売買、金型製造業を営んでいるが、来客用の駐車場が不足しているため、作業所に隣接する申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、農地種別区分、第1種農地とございますが、1種農地の例外許可規定にございます集落接続に該当し、許可要件を満たす案件と考えられます。

14番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

16番 契約内容は売買、特別養護老人ホームを経営しているが、職員及び面会者用の駐車場が不足しているため、申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

17番 契約内容は売買、特別養護老人ホームを経営しているが、職員及び面会者用の駐車場が不足しているため、申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

18番 契約内容は売買、現在の住まいが手狭なため、申請地を買い受けて新たに住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

19番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため、申請地を妻の祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。農地種別区分、第1種農地とございますが、1種農地の例外許可規定でございます集落接続が適用でき、許可要件を満たすものと考えられます。

20番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

21番 契約内容は使用貸借、太陽光発電設備の設置工事に伴い作業用通路として申請地を借り受けて使用したいという通路用地の申請でございます。なお、一時転用の申請でございますので、転用期間が定められております。令和3年5月24日から令和3年10月31日までの5か月間でございます。また、関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました議案書13ページ、議案第4号ナンバー2が関連案件でございます。

22番 契約内容は売買、社宅住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。山林225平米と一体利用の計画でございます。

23番 契約内容は売買、土木工事業を営んでいるが、高崎方面での仕事が増えているため、申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

24番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが手狭なため、申請地を夫の祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

25番 契約内容は売買、資材置場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため、是正したいという露天資材置場の申請でございます。

26番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、用途指定区分がございまして、準住居地域でございます。

27番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住

宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

28番 契約内容は売買、事業拡大に伴い駐車場が不足するため、申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます、山林253平米と一体利用の計画でございます。登記地目、原野でございますが、現況は農地であり、農地台帳に登載のある農地でございます。

29番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

30番 契約内容は売買、事業拡大に伴い駐車場が不足するため、申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

31番 契約内容は贈与、庭用地として使用している申請地が、農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという住宅の敷地拡張の申請でございます、宅地231.51平米と一体利用の申請でございます。なお、用途指定区分がございまして、第1種住居専用地域でございます。

32番 契約内容は売買、事業拡大に伴い資材置場が不足するため、工場に隣接する申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます、雑種地1,401平米と一体利用の計画でございます。登記地目、山林でございますが、現況は農地であり、農地台帳に登載のある農地でございます。

33番 契約内容は売買、住宅敷地が狭いため、隣接地を買い受けて庭用地として使用したいという庭用地の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請、南部地区の一括案件につきましては30件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 南部地区の説明が終わりました。

ナンバー4から33は、この中で皆さんから何かご質問等ございましたらお願いします。

これとってなければ、許可相当としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 許可相当とすることにいたします。

それでは、ここで小休止して、その後北部地区に入りたいと思います。

休 憩

再 開

○会長 それでは、時間が来ましたので、これより再開したいと思います。

先ほど南部地区の案件、説明していただきました。

それでは、これから北部地区に移ります。

それでは、ナンバー34から北部地区の案件になっております。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

34番 契約内容は売買、建築業を営んでいるが、箕郷地域での仕事が増えているため、申請地を買い受けて資材置場として使用したいという露天資材置場の申請でございまして、転用済みの畑215平米と一体利用の計画でございまして。

35番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり、住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございまして。こちら用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございまして。

36番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を祖母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございまして。

37番 契約内容は贈与、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を妻より譲り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。こちら関連案件といたしまして、さきにご審議いただきました計画変更申請、議案書5ページ、議案第2号ナンバー1が関連案件でございまして。

38番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

39番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

40番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、払い下げ予定の公衆用道路15.84平米と一体利用の計画でございまして。

41番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、払い下げ予定の公衆用道路5.38平米と一体利用の計画でございまして。

42番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、払い下げ予定の公衆用道路3.71平米と一体利用の計画でございまして。

43番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

44番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

45番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

46番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住

宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

47番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、農地種別区分が1種農地とございますが、1種農地の例外許可規定にございます集落接続に該当し、許可要件を満たす案件であると考えられます。

48番 契約内容は売買、妻の実家で暮らしているが手狭なため、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。また、次の49番が一体利用地の関連案件でございます。

49番 契約内容は売買、妻の実家で暮らしているが手狭なため、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。また、さきの48番が一体利用地の関連案件でございます。

50番 契約内容は賃貸借、建築業を営んでいるが、群馬地域での仕事が増えているため、事業所に近い申請地を借り受けて資材置場及び駐車場として使用したいという露天資材置場及び露天駐車場の申請でございます。また、宅地15平米との一体利用の計画でございます。なお、農地種別区分が1種農地とございますが、1種農地の例外許可規定にございます集落接続に該当し、許可要件を満たす案件であると考えられます。

51番 契約内容は賃貸借、近隣での工事の請負に伴い、申請地を借り受けて露天駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。また、一時転用済みの畑3,391平米と一体利用の申請でございます。こちら一時転用の申請でございます。また、転用期間が定められております。転用期間は、令和3年5月24日から令和6年5月23日までの3年間でございます。

52番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。なお、農地種別区分が1種農地とございますが、1種農地の例外許可規定にございます集落接続に該当し、許可要件を満たす案件であると考えられます。

53番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し、売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

54番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し、売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、非農地判定がされている畑612平米と一体利用の計画でございます。

55番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し、売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

56番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し、売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

57番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を妻の母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分

がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

58番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

59番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり、住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて分譲したいという土地分譲でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

60番 契約内容は売買、自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため、是正したいという一般住宅の敷地拡張の申請でございまして、宅地369.93平米と一体利用の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

61番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し、売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

62番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し、売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

63番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し、売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、宅地4,726.78平米と一体利用の計画でございます。

64番 契約内容は贈与、自宅敷地の一部として使用している申請地を譲り受けるに当たり、農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという一般住宅の敷地拡張の申請でございます。なお、宅地306.73平米と一体利用の申請でございます。

65番 契約内容は売買、養豚業を営んでいるが、現在所有している豚舎の一部が県道整備事業の建設計画地に該当するため、代替地として申請地を買い受けて豚舎を建築したいという農業用施設の申請でございます。また、次のナンバー66の申請地と一体で事業が行われるため、ナンバー66を関連案件とさせていただきます。

66番 契約内容は賃貸借、養豚業を営んでいるが、現在所有している豚舎の一部が県道整備事業の建設計画地に該当するため、代替地として申請地を借り受けて豚舎を建築したいという農業用施設の申請でございます。また、さきのナンバー65の申請地と一体で事業が行われるため、ナンバー65を関連案件とさせていただきます。農地種別区分が農振農用地でございますが、こちらの土地は農用地から農業用施設用地として、農林課で用途変更が済んでおりまして、豚舎として転用するものでございます。したがって、農用地区域内の不許可の例外が適用でき、許可要件を満たすものであると考えられます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請、北部地区一括案件につきましては33件でございます。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 北部地区の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんから何かご質問等ございましたらお願いします。

この65と66の養豚業をやられている方は、これすぐ隣なの、今度の代替地というところは今ある豚舎の。

○事務局 そうですね。今ある豚舎のすぐ隣の土地になります。もともとあった場所からは少し直線で100メートルぐらい離れた場所です。

○会長 この養豚業はどのぐらい飼っているのだろう、頭数は。飯塚さん、知っているか。

○16番飯塚委員 高崎市の養豚組合とか一緒になる程度ですけれども。

○会長 どの飼っているのだろう。

○16番飯塚委員 どのくらいかな、頭数でいくと3,000だか、結構飼っています。

○会長 そのぐらい。

○16番飯塚委員 親の数で多分200か250とかぐらいだと思うのです。

○会長 線路っ端でも、イノシシとか、そういうのは来ないからいいのか。今大変だね、感染しないように、豚熱に。

あとほかはどうですか。63番は何か違ったのだから。塚本さんから。

○事務局 塚本委員さんからは、清算人ってどういうことですかみたいな、この案件とはまた別で。

○会長 清算人の話か。

○事務局 その話をちょっと。

○会長 清算人とはどういう人ですかということで。

皆さんのほうからこれとって質問等なければ、許可相当としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

議案は以上で終わりました、続いて報告事項に参ります。

それでは、1号から4号まで、係長、報告をお願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は一般住宅、用途指定区分は準工業地域、ほか4件、合計5件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は売買、転用目的は建売分譲住宅、用途指定区分は準工業地域、ほか24件、合計25件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか2件、合計3件の18条の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

こちらは、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。

また、42ページの58番については、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取を行い、結果、異存なしとの回答をいただいております。

4条が9件、5条が49件、合計58件につきまして、他法令の確認も取れましたので、令和3年4月22日付で許可証を交付いたしました。

報告事項は、以上でございます。

○会長 報告が終わりました。今回農業委員会ネットワーク機構に意見聴取というのは一つもなかったということで、しばらくぶりになかったということです。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第11回の農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

午後 3時23分 閉会